

平成27年10月6日

陳情第19号

小田原市斎場事務広域化協議会を法定協議会にする事を求める陳情

小田原市斎場事務広域化協議会を法定協議会にすることを求める陳情

【陳情趣旨】

小田原市議会平成27年9月定例会において、小田原市斎場の新設整備の事業費を賄うため、総額63億円あまりの債務負担行為が承認されました。

平成27年8月18日に開催された小田原市議会総務常任委員会で報告された事業スケジュールによれば、小田原市斎場の整備運営事業の着手に向けて、小田原市斎場事務広域化協議会において、今後の協力体制を確認するため、関係市町間で協定書を締結することです。

現在、整備スケジュールが遅延し、小田原市議会だけではなく周辺市町からも関心を寄せられていることから、費用負担、使用料設定など、山積する課題により、協定書締結まで多くの時間を要するものと思料いたします。

当初、広域整備をするとしていた小田原市斎場の施設更新ですが、小田原市の単独整備となった現在も、共同利用施設として整備していこうとする目的を共有してなのか、名称は小田原市斎場事務広域化協議会となっております。

協定書は契約書としてそれなりに効力が認められることは承知しておりますが、単に関係市町の意見交換の場とするだけでなく、法的に公式協議の場とすることが、関係市町の共通利益となると考えます。

そのために、小田原市斎場事務広域化協議会は、地方自治法第252条の2の2第1項に定められる協議会とすべきであると考えます。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長、南足柄市長、大井町長、松田町長、山北町長、開成町長、箱根町長に対し、小田原市斎場事務広域化協議会を、地方自治法第252条の2の2第1項に規定する協議会とするよう求めること。

平成27年10月6日

小田原市議会議長

武松 忠 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞